

安全衛生推進者養成講習のご案内

労働安全衛生法では、中小規模事業場の安全衛生管理水準の向上を図るため、安全管理者および衛生管理者の選任を義務づけられていない一定規模の事業場について、安全衛生業務を担当する者として、安全推進者又は衛生推進者の選任を義務づけられております。(安全衛生法第12条の2、労働安全衛生規則第12条の2・3及び平成21年3月30日厚生労働省告示132号)

記

1. 受講対象者

常時10人以上50人未満の労働者を使用する次の業種の事業場の安全衛生推進者選任予定者

●下記のような工業的業種の事業場

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業と小売業、家具・建具・什器卸売業と小売業、熱量小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

2. 講習日程 2日間 ◎講習開始時刻の10分前までに入室して下さい。

1日目(10:00~16:00) 2日目(10:00~16:00)

会場 船橋市勤労市民センター 船橋市本町4-19-6

注)遅刻は認められません。(当日キャンセル扱い)

3. 講習内容

(第1日目)

科目	範囲	時間
安全衛生関係法令	労働安全衛生法、じん肺法及び作業環境測定法並びにこれらに基づく関係法令	10:00~12:05
安全衛生推進者の役割と職務	安全衛生推進者の意義とその職務 安全衛生管理の進め方	12:50~13:50
労働災害の原因調査と再発防止対策	災害調査 原因分析記録の作成	13:55~14:55
健康の保持増進対策	健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育	15:00~16:00

(第2日目)

科目	範囲	時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	設備・機械の安全化 作業環境の安全化 作業手順	10:00~12:05
安全衛生教育	教育計画のたて方 教育の方法	12:50~13:50
作業環境管理及び作業管理	作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善 労働衛生保護具	13:55~16:00

本教育の修了者には、修了証を交付します。

4. 申込方法

①電話にて
予約状況確認

TEL 047-434-2189

②受講申込書を
事務局にFAX

FAX 047-433-4595

③振込(書留・
事務局持参可)

④申込書・身分証明書
(写)を事務局へ郵送
※参照

⑤講習料金の入金確認後
事務局より受講票・学科
会場地図をFAX致します
ので、当日ご持参下さい。

※申込書には写真・氏名、生年月日、現住所が確認できる身分証明書の写しを貼付して下さい。

<注意事項>住民票は個人番号の記載のないもののみ可。

また、個人番号カードは本講習の身分証明書としてお取扱いできません。

お手続きは、講習日の7日前までに完了願います。

5. 講習料金

13,932円(消費税込)

振込先 千葉銀行 船橋支店 普通預金 4539989
口座名義 一般社団法人船橋労働基準協会

6. 持参していただくものなど

筆記用具および昼食をご持参下さい。

★講習会場には、駐車場がありませんので、そのことを受講者に周知して下さい。

7. 指定講習日に受講できなくなった場合、以下のいずれかのお手続きをお願いします。

【返金】講習開始日の14日前までに電話で連絡のうえ、欠席連絡票を事務局にFAX必着
(欠席連絡票未着、講習開始日13日前～講習日当日取消…返金出来ません)

【受講者変更】事前に連絡(無料)

【受講日変更】講習開始日前営業日17時までに電話で連絡のうえ、欠席連絡票をFAX(1回限り無料)
期日までに申し出がない場合(1回限り有料 ¥3240)

◎この講習については、正本でお申込み下さい。(FAXでの申込みは、予約として扱います。)
申込みに当たってお知らせいただく個人情報は、本講習実施の目的以外に使用することはありません。

き り と り 線

安全衛生推進者養成講習受講申込書

受講日	
-----	--

※受講番号	
-------	--

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		昭和・平成 年 月 日 (才)	
現住所			
勤務先	名 称	TEL	
		FAX	
	所在地	所 属	
		担当者名	

平成 年 月 日 (公社)千葉県労働基準協会連合会長 殿
(一社)船橋労働基準協会経由

(注) 平成21年10月1日から登録指定になりました。

写真は不要です。